

【監査委員による審査意見】

「和歌山県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 3 年 9 月 3 日

和歌山県監査委員 森田 康友
和歌山県監査委員 河野 ゆう
和歌山県監査委員 富安 民浩
和歌山県監査委員 玉木 久登

1 審査の対象

「令和 2 年度和歌山県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和 2 年度和歌山県内部統制評価報告書の審査は、和歌山県知事が作成した内部統制評価報告書について、和歌山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 2 年度和歌山県内部統制評価報告書について、和歌山県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「和歌山県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 2 年度和歌山県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

運用上の重大な不備については、会計年度任用職員の報酬支給事務において、給与計算システムの不具合により、令和 2 年 12 月分の報酬支給が 1 日遅延した事例、和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収業務において、平成 29 年 3 月から令和 3 年 1 月までの間、自動徴収機に記録された金額と県に納付された金額が不一致であった事例があった。